

令和 7 年 11 月

第 2 回 臨 時 会 会 議 錄

龜 山 市 議 会

質 疑 内 容 (通告要旨)

【11月13日】

1 櫻木 善仁 (新和会) 4~7ページ

議案第79号 亀山市火災予防条例の一部改正について

- 1 改正の背景と趣旨について
- 2 改正による影響について

令和 7 年 1 月 13 日

亀山市議会臨時会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

令和7年11月13日（木）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸報告
 - 第 4 議案第79号 亀山市火災予防条例の一部改正について
 - 第 5 報告第13号 専決処分の報告について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（16名）

1番	吉田 昭君	2番	櫻木 善仁君
3番	深水 隆司君	4番	草川 卓也君
5番	中島 雅代君	6番	森 英之君
7番	今岡 翔平君	8番	高島 真君
9番	新秀 隆君	10番	豊田 恵理君
11番	福沢 美由紀君	12番	森 美和子君
13番	鈴木 達夫君	14番	岡本 公秀君
15番	伊藤 彦太郎君	16番	服部 孝規君
18番	櫻井 清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之君	副市長	山本 伸治君
理事	亀渕 輝男君	政策部長	笠井 武洋君
総務財政部長	原田 和伸君	総務財政部参事	佐藤 康二君
市民文化部長	小林 恵太君	市民文化部次長兼 関支所長	北川 明美君
市民文化部参事	関戸 繁人君	健康福祉部長	林 秀臣君
子ども未来部長	高宮 綾子君	産業環境部長	富田 真左哉君
産業環境部参事	村田 博君	建設部長	高桐 美智代君
上下水道部長	松永 政司君	危機管理監	木田 博人君
会計管理者	原正一君	消防長	豊田 達也君
消防部長	豊田 賢治君	消防署長	倉田 利彦君
地域医療部長	小森 達也君	教育長	中原 博君

教育部長 大平 守君 代表監査委員 上田 寿男君
監査委員事務局長 高嶋 美季君 選挙管理委員会
事務局長 落合 巧君

●事務局職員

議会事務局長 大泉 明彦 議事調査課長 新山 さおり
書記 山北 康仁

●会議の次第

(午前10時00分 開会)

○議長 (岡本公秀君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和7年第2回亀山市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存しております議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

5番 中島 雅代 議員

15番 伊藤 彦太郎 議員

のご両名を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日から明日14日までの2日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (岡本公秀君)

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から明日14日までの2日間と決定いたしました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、本臨時会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、会議システムに保存しております出席報告書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

なお、谷川地域医療統括官は公務のため本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告書4件及び令和7年度定期監査結果報告書が提出され、会議システムに保存しておりますので、ご覧おきください。

次に日程第4、議案第79号及び日程第5、報告第13号の2件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第79号亀山市火災予防条例の一部改正についてでございますが、令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防庁から林野火災注意報、林野火災警報等の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であると示されたことを踏まえ、本条例においても林野火災予防の実効性を高めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、一般的な事務所、住宅等における火を使用する設備または器具の変化等を踏まえ、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る規定を削ることといたします。

2つ目といたしまして、気象の状況が林野火災の予防上の注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することといたします。また、当該注意報の発令中における火の使用の制限に係る努力義務を定めるとともに、当該努力義務の対象となる区域を指定することができることといたします。

3つ目といたしまして、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることといたします。

4つ目といたしまして、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関し、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることといたします。

5つ目といたしまして、その他規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は令和8年1月1日といたします。

続きまして、報告第13号専決処分の報告についてでございますが、亀山市立野登小学校体育館東側駐車場において発生した物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、令和7年10月29日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

以上で、上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

次に、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑にあつては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えて、一般質問にならないようご注意いただくとともに、発言は簡潔にお願いいたします。

通告に従い、発言を許します。

2番 櫻木善仁議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

おはようございます。

新和会の櫻木です。

通告に従い、議案第79号亀山市火災予防条例の一部改正について質疑させていただきます。

まず、今回の条例改正は、先ほど市長からの説明があったように、令和7年8月29日付の消防庁通知を受けたものと理解しております。

そこで、亀山市として今回この改正に至った背景と趣旨について、ご説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

2番 櫻木善仁議員の質疑に対する答弁を求めます。

豊田消防部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

おはようございます。

今回の亀山市火災予防条例の一部改正につきましては、主に市において林野火災の予防を目的として新たに林野火災注意報を発令することが可能とされるなどの内容となってございます。

また、その背景と趣旨につきましては、令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災を受けて、総務省消防庁から林野火災注意報、林野火災警報等の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であると示されたことを受け、所要の改正を行うものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

消防庁の通知を受けてということなんんですけど、その中で全国的な動向の比較についてちょっと伺いたいと思います。

全国的には、現時点で同様の改正を行っている自治体はごく少ない、少数にとどまっております。そのような中で、本市がこの時期に改正を行う理由と、早期改正に踏み切った判断背景についてお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

豊田部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

今回の火災予防条例の一部改正につきましては、総務省消防庁から林野火災の危険性が高まる時期に間に合うよう12月議会までに行うようにとの考えが示されているほか、過去の全国的な大規模林野火災の発生状況を鑑み、施行日については令和8年1月1日とされておりましたことから、市民の皆さんに対する周知期間を可能な限り長く設ける必要があると判断いたしましたため、今回の臨時議会で提案させていただいたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

確かに消防庁からの中には、令和8年1月1日から施行ということで、これから今回、全国的にはこの12月議会等でされてくるのかなという形で、亀山市においては早急に行ったということで

理解させていただきます。

それでは、その改正による影響について伺いたいと思います。

改正により新設される林野火災に関する注意報、警報の発令基準と判断主体について伺います。

どのような気象条件や環境状況をもって発令の判断をするのか、また誰がその判断を行うかご説明ください。

○議長（岡本公秀君）

豊田部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

林野火災注意報の発令基準等についてでございますが、林野火災注意報の発令基準につきましては、大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策の方検討会報告書において、発令指標の設定例といたしまして、前3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ前30日間の合計降水量が30ミリ以下の場合と、前3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ乾燥注意報が発表された場合とされており、ことから、本市においても同じ指標を用いることといたします。

なお、いずれの場合においても、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には発令しないことも可能とされており、発令については市長名で発令することとなります。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

前3日間に1ミリ以下、30日間に30ミリ以下ということと、あと乾燥注意報が出ているということで、市長が発令するということは理解できました。

その中で、こういった気象条件というのは過去にも発生しているというふうに思います。そこで、発令基準に該当するような気象条件の日数を把握されているかお伺いします。

それと、また亀山市内で過去発生した林野火災の件数や規模など、最近の傾向をどのように分析されているかお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

豊田部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

年間どの程度発令される見込みか、また過去の林野火災の状況はどうかというご質問かと存じますが、林野火災注意報の発令対象期間につきましては、基本的に1月から5月と示されており、令和2年から令和6年の過去5年の気象状況を確認し、林野火災注意報の発令基準に照らし合わせてみたところ、令和4年と令和5年は該当する日数が32日間から36日間と多い状況でしたが、その他の年につきましては1日間から16日間となっており、平均いたしますとおよそ19日間となってございます。なお、令和7年につきましては15日間が発令対象日数となっているところでございます。

また、林野火災の発生状況につきましては、平成27年から令和6年の10年間で5件発生しているところであり、本年は林野火災の発生はございません。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ということで、今回この条例が制定されると、おおむね先ほどの平均で年間で15日ぐらいの発令があるというような認識で受け止めたいと思います。

その中で、林野火災に関する注意報や警報を発令した場合、火の使用の制限区域を指定できるというふうな規定になっています。その中で、本市は山林を多く有していると思うんですが、その指定区域をどのような考え方で設定されていくのかお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

豊田部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

対象区域はどこかというご質問かと存じますが、本市につきましては、亀山市森林整備計画変更計画書によりますと、森林面積は1万2,013ヘクタールで総土地面積の62.9%を占めており、市内の至るところに森林が点在している状況でございます。

中には住宅などの建物に近接している森林もございますことから、延焼拡大の危険性も考慮し、市内全域といたしたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

森林が多いということで、62.9%ということで全市を対象とするということになるんですが、そうなると、実際にこの林野火災が発生、発令された際に火の使用の制限に従うよう努めなければならぬと規定されている中で、どのような制限が対象となるかというのがなかなか分かりづらいと思いますので、この火の使用とはどのような行為を指すのか、具体的に分かりやすく説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

豊田部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

どういった努力義務が課せられるかというご質問かと存じますが、林野火災注意報が発令された場合、努力義務が課せられる火の使用の制限につきましては、山林、原野等において火入れをしないこと、煙火、これ花火でございますけれども、煙火を使用しないこと、屋外において火遊びまたはたき火をしないことなどの制限が設けられます。なお、いずれも林野火災注意報は努力義務であることから、罰則については設けられておりません。

また、これらの行為のうち火入れやたき火、煙火の消費などにつきましては、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為として、火災予防条例第65条に基づき、事前に消防長に届けが必要となってございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

火入れだとか火をその場所に入れないだとか、花火だとか火遊び等ということになりますけど、なかなかこの事前に申請するというところもまた周知をしていただければなというふうに思ってお

ります。

今回市民だとか事業者への周知と実効性確保についてちょっと伺ってまいります。

今回発令に伴い、市民や事業者に対して火の使用制限が努力義務として課せられるわけになるんですが、この努力義務を実効性のあるものとするために、情報発信だとか周知方法についてどのように進めていくのかということをお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

豊田部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

今回の火災予防条例の一部改正について可決いただいた場合は、広報「かめやま」12月1日号において林野火災注意報等に係る記事を掲載するほか、市ホームページや公式LINE、かめやま・安心めーる、市防災アプリ「亀山防災」の活用を計画いたしております。

また、登山をする方などに対しましても、林野火災予防啓発のため、関係部署と調整し、チラシの配布なども検討しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

今回、この今月の頭から、非常に南部地区の濁り水の件で、情報の発信ということでなかなかいろいろいろいろとご迷惑をかけたところがあると思いますので、皆さんに一番手に取っていただける広報「かめやま」というのを12月1日に発行するということに今答弁いただきましたので、できるだけこういう文書も並行しながらやっていただきたいなと思っています。

それから、最も乾燥する傾向のある1月、2月を迎えるに当たって、地域の消防団、消防関係者との情報共有を一層高めるとともに、市民、事業者への周知を通じて防災意識のさらなる向上につながるようご指導をお願いして、私の質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

2番 櫻木善仁議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による質疑は終了し、上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第79号については、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、総務委員会にその審査を付託いたします。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第79号 亀山市火災予防条例の一部改正について

○議長（岡本公秀君）

なお、報告第13号については、関係法令の規定に基づく報告でありますのでご了承願います。

これにて本日の日程は終了しました。

明日14日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

(午前10時26分 散会)

令和 7 年 1 月 14 日

亀山市議会臨時会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

令和7年11月14日（金）午前10時 開議

第 1 議案第79号 亀山市火災予防条例の一部改正について

●追加日程

第 1 副議長の辞職許可
第 2 副議長の選挙
第 3 閉会中の継続調査について
第 4 議案第80号 亀山市監査委員の選任同意について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（17名）

1番	古 田 吉 昭 君	2番	櫻 木 善 仁 君
3番	深 水 隆 司 君	4番	草 川 卓 也 君
5番	中 島 雅 代 君	6番	森 英 之 君
7番	今 岡 翔 平 君	8番	高 島 真 君
9番	新 秀 隆 君	10番	豊 田 恵 理 君
11番	福 沢 美由紀 君	12番	森 美和子 君
13番	鈴 木 達 夫 君	14番	岡 本 公 秀 君
15番	伊 藤 彦太郎 君	16番	服 部 孝 規 君
18番	櫻 井 清 蔵 君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	山 本 伸 治 君
理 事	亀 津 輝 男 君	政 策 部 長	笠 井 武 洋 君
総務財政部長	原 田 和 伸 君	総務財政部参事	佐 藤 康 二 君
市民文化部長	小 林 恵 太 君	市民文化部次長兼 関 支 所 長	北 川 明 美 君
市民文化部参事	関 戸 繁 人 君	健康福祉部長	林 秀 臣 君
子ども未来部長	高 宮 綾 子 君	産業環境部長	富 田 真左哉 君
産業環境部参事	村 田 博 君	建設部長	高 桐 美智代 君
上下水道部長	松 永 政 司 君	危機管理監	木 田 博 人 君
会計管理者	原 正 一 君	消 防 長	豊 田 達 也 君

消防部長	豊田 賢治君	消防署長	倉田 利彦君
地域医療統括官	谷川 健次君	地域医療部長	小森 達也君
教育長	中原 博君	教育部長	大平 守君
代表監査委員	上田 寿男君	監査委員事務局長	高嶋 美季君
選挙管理委員会			
事務局長	落合 巧君		

●事務局職員

議会事務局長	大泉 明彦	議事調査課長	新山 さおり
書記	西口 幸伸	書記	山北 康仁

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、谷川地域医療統括官は、公務のため午前中は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、会議システムに保存しております議事日程第2号により取り進めます。

それでは、昨日の本会議におきまして、総務委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第79号を議題といたします。

総務委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第79号 亀山市火災予防条例の一部改正について

原案可決

令和7年11月13日

総務委員会委員長 今岡 翔平

○議長（岡本公秀君）

今岡翔平総務委員会委員長。

○7番（今岡翔平君登壇）

ただいまから総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

13日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、同日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第79号亀山市火災予防条例の一部改正については、令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防庁から林野火災注意報、林野火災警報等の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であると示されたことを踏まえ、本条例においても林野火災予防の実効性を高めるため所要の改正を行うものです。

審査の過程では周知の方法に関する質疑があり、これについては広報「かめやま」12月1日号で林野火災注意報等に係る記事を掲載するほか、市ホームページ、市公式LINE、市防災アプリ「亀山防災」、かめやま・安心めーるを活用して周知することを計画している。また、登山をする方などに対し、関係部署と調整し、チラシの配布などによる周知を検討しているとの答弁がありました。

次に、条例の罰則規定に関する質疑があり、これについては林野火災に関する注意報の発令中における火の使用の制限は努力義務としており、罰則を伴わないことが総務省消防庁から示されているとの答弁がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

総務委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第79号について討論を行いますが、通告はありませんので討論を終結し、議案第79号亀山市火災予防条例の一部改正について起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により、着席している場合は反対とみなすこととします。

それでは、議案第79号について起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第79号亀山市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

（午前10時05分 休憩）

（午前10時12分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の森 英之議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

副議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題といたします。

まず、事務局長に辞職願を朗読いたさせます。

○議会事務局長（大泉明彦君） 「辞職願朗読」

○議長（岡本公秀君）

お諮りします。

森 英之議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

森 英之議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

選挙の方法につきましては、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長（岡本公秀君）

ただいまの出席議員数は17人であります。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（岡本公秀君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（岡本公秀君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱を点検)

○議長（岡本公秀君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名をフルネームで記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○議会事務局長（大泉明彦君）

1番 古 田 吉 昭 議員
2番 櫻 木 善 仁 議員
3番 深 水 隆 司 議員
4番 草 川 卓 也 議員
5番 中 島 雅 代 議員
6番 森 英 之 議員
7番 今 岡 翔 平 議員
8番 高 島 真 議員
9番 新 秀 隆 議員
10番 豊 田 恵 理 議員
11番 福 沢 美由紀 議員
12番 森 美和子 議員
13番 鈴 木 達 夫 議員

15番 伊藤 彦太郎 議員
16番 服部 孝規 議員
18番 櫻井 清蔵 議員
14番 岡本 公秀 議員

○議長（岡本公秀君）

投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（岡本公秀君）

これより開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

1番 古田 吉昭 議員
2番 櫻木 善仁 議員

を指名します。

両議員の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（岡本公秀君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票15票、無効投票2票、有効投票中、豊田恵理議員15票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、豊田恵理議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました豊田恵理議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

10番 豊田恵理議員、ご挨拶をお願いいたします。

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

このたびは副議長に選出いただきましてありがとうございます。

私、皆さんもご存じのとおり、無所属会派議員の期間が大変長いため、至らない点があると思いますけれども、議会運営をしっかりとできるように頑張っていきたいと思います。また、市民に開かれた議会としての公聴機能、これについても頑張っていきたいと思います。

最後に、二元代表制の一翼としての議会として、市長と対等な立場で、適度な距離感を保ちつつ、議会としてしっかりと頑張っていけるように頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願

いいたします。皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

以上です。ありがとうございます。

○議長（岡本公秀君）

暫時休憩いたします。

（午前10時32分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名しました。

また、各委員会において委員長及び副委員長の互選が行われました。各委員会の委員及び委員長、
副委員長については、会議システムに保存しております名簿のとおりでございますので、ご了承願
います。

※ 常任委員会委員名簿

	総務委員会		教育民生委員会		産業建設委員会	
	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
委員長	7番	今岡翔平	12番	森美和子	15番	伊藤彦太郎
副委員長	1番	古田吉昭	6番	森英之	3番	深水隆司
委員	2番	櫻木善仁	4番	草川卓也	9番	新秀隆
	8番	高島真	5番	中島雅代	10番	豊田恵理
	16番	服部孝規	11番	福沢美由紀	13番	鈴木達夫
			18番	櫻井清蔵		

※ 予算決算委員会委員名簿

	議席	氏名
委員長	6番	森英之
副委員長	8番	高島真
委員	1番	古田吉昭
	2番	櫻木善仁
	3番	深水隆司
	4番	草川卓也

5番	中島 雅代
7番	今岡 翔平
9番	新 秀 隆
10番	豊田 恵理
11番	福沢 美由紀
12番	森 美和子
13番	鈴木 達夫
15番	伊藤 彦太郎
16番	服部 孝規
18番	櫻井 清蔵

※ 議会運営委員会委員名簿

	議席	氏 名
委員長	3番	深水 隆司
副委員長	15番	伊藤 彦太郎
委員	4番	草川 順也
	12番	森 美和子
	16番	服部 孝規

○議長（岡本公秀君）

次に、お諮りします。

議会運営委員会の委員長より、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項等について調査するため、会議規則第105条の規定に基づき、議会の閉会中も委員会を開催できるよう、会議システムに保存してありますとおり、閉会中の継続調査申出書の提出がありましたので、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件
 - ・議会の運営に関する事項
 - ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - ・議長の諮問に関する事項
2. 理 由 議会運営等に関し調査・研究するため
3. 調査期間 委員の任期中

令和7年11月14日

議会運営委員会委員長 深水 隆司

亀山市議会議長 岡本 公秀 様

○議長（岡本公秀君）

続いてお諮りします。

議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。
暫時休憩します。

(午後 1時02分 休憩)

(午後 2時09分 再開)

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長から追加議案として、議案第80号亀山市監査委員の選任同意についてが提出されました。

お諮りします。

本案を本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

議案第80号を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第80号亀山市監査委員の選任同意についてでございますが、議会の議員のうちから選任する監査委員として新秀隆議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

提案理由の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行いますが、通告はありませんので、質疑を終結いたします。

続いてお諮りします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

本案は、常任委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

次に、議案第80号について討論を行いますが、通告はありませんので討論を終結し、議案第80号亀山市監査委員の選任同意について起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第80号亀山市監査委員の選任同意については、同意することに決定をいたしました。

ただいま同意をされました9番 新秀隆議員が議場におられますので、ご挨拶をお願いいたします。

新議員。

○9番（新秀隆君登壇）

ただいま監査委員の選任同意を賜りました新　秀隆でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

現在、第3次亀山市総合計画を前に、大切な時期を迎えての2回目の監査委員として、副議長、予算決算委員長等々の経験を生かせるように、より精度の高い監査委員として責務を果たすべく、行政の事業計画、そして予算の執行ができているか、また財産の管理、公営企業の運営等、様々な一般事務等におきまして、公平かつ円滑に運営できていけるよう、誠実に監査の皆様と共に協力してまいる所存でございます。皆様、大変ありがとうございました。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（岡本公秀君）

次に、お諮りします。

以上で本臨時会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

したがって、令和7年第2回亀山市議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

（午後　2時15分　閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年11月14日

議　　長　　　　　　岡　本　公　秀

5　　番　　　　　　中　島　雅　代

15　番　　　　　　伊　藤　彦太郎